

信部無[2005]423 号
『微弱（短距離）無線機器の技術要求』の公布に関する通知

各省・自治区・直轄市無線管理機関、全軍無線管理委員会弁公室：

各種無線業務の調和のとれた健全な発展を促し、微弱（短距離）無線機器に対する管理をさらに強化するため、ここに新しく改訂された『微弱（短距離）無線機器の技術要求』を公布し、2005年10月1日より施行する。

この『微弱（短距離）無線機器の技術要求』と一致しないその他の技術標準、技術規範および技術要求等は、これに伴いすべて廃止する。

特にここに通知する。

中華人民共和国情報産業部
2005年9月5日

微弱（短距離）無線機器の技術要求

この『微弱（短距離）無線機器の技術要求』は中華人民共和国情報産業部により公告されたものを、JET が参考和訳したもので、疑義がある場合は中国語の原文に準じてください。

一、具体的な技術指標

(一) 汎用微弱（短距離）無線送信機器

A 類機器

1. 使用周波数：9kHz-190kHz
発射される電波の磁界強度の制限値

9kHz-50kHz	72dB μ A/m（距離 10 メートル）（準尖頭値）
50kHz-190kHz	72dB μ A/m（距離 10 メートル）（オクターブごとに 3dB 減衰）（準尖頭値）

B 類機器

1. 使用周波数：1.7-2.1MHz、2.2-3.0MHz、
3.1-4.1MHz、4.2-5.6MHz、
5.7-6.2MHz、7.3-8.3MHz、
8.4-9.9MHz
2. 発射される電波の磁界強度は、機器からの距離 10 メートルにおいて 9 dB μ A/m（準尖頭値）を上回らないものとする。
3. 周波数の許容偏差： 100×10^{-6}
4. 6dB の帯域幅は 200kHz を上回らないものとする。

C 類機器

1. 使用周波数：6.765-6.795MHz、13.553-13.567MHz、
26.957-27.283MHz
2. 発射される電波の磁界強度は、機器からの距離 10 メートルにおいて 42 dB μ A/m（準尖頭値）を上回らないものとする。
3. 周波数の許容偏差： 100×10^{-6}
4. スプリアス輻射：13.553-13.567MHz の周波数帯の機器については、周波数帯の両端における 140kHz の偏移周波数範囲の制限値を 9 dB μ A/m（距離 10 メートル、準尖頭値）とする。

D 類機器

1. 使用周波数：315kHz-30MHz の範囲内における上述した A・B・C 類機器を除く周波数。
2. 機器からの距離 10 メートルにおける発射される電波の磁界強度：
315kHz-1MHz：-5 dB μ A/m（準尖頭値）を上回らない
1MHz-30MHz：-15 dB μ A/m（準尖頭値）を上回らない

E 類機器

1. 使用周波数：40.66-40.70MHz
2. 送信出力の制限値：10mW（e.r.p）
3. 周波数の許容偏差： 100×10^{-6}

F 類機器

このタイプの機器は、2400-2483.5MHz の周波数帯で動作する、デジタルコードレス電話・Bluetooth 機器および無線 LAN 機器を除くその他の短距離無線機器を指す。

1. 使用周波数：2400-2483.50MHz
2. 送信出力の制限値：10mW（e.i.r.p）
3. 周波数の許容偏差：75kHz

G 類機器

1. 使用周波数：24.00-24.25GHz
2. 送信出力の制限値：20mW（e.i.r.p）を上回らない

(二) 汎用無線遠隔操作機器

玩具の無線操作に用いてはならない。

使用周波数が現地の音声、テレビ・ラジオ放送局の周波数と同じである場合は、その現地において使用してはならない。

現地の音声、電話・ラジオの受信に対して妨害が生じる場合は、ただちに使用を停止すること。妨害が取り除かれるまで、あるいは妨害の生じない周波数に調整されるまで、それを再び使用することはできない。

1. 使用周波数：470-566MHz、614-787MHz
2. 送信出力の制限値：5mW (e.r.p)
3. 占有帯域幅：1.0MHz を上回らない

(三) 無線マイクロフォンおよび民間用無線測定器等のタイプの機器

教育・文化部門の視聴覚訓練に用いられ、映画館・コンサートホール・会議室等の公共の場所および身体障害者の聴覚補助に使用され、また観光地においては、小型の放送機器として活用される。

データ伝送の要件が満たされる場合、その送信機の動作時間が5秒を超えないという条件において、470-510MHzの周波数帯を民間用無線測定器の使用周波数帯とすることができる。使用周波数が現地の音声、テレビ・ラジオ放送局の周波数と同じである場合は、その現地において使用してはならない。現地の音声、テレビ・ラジオの受信に対して妨害が生じる場合は、ただちに使用を停止すること。妨害が取り除かれるまで、あるいは妨害の生じない周波数に調整されるまで、それを再び使用することはできない。

生物医学用の遠隔測定機器に対する妨害が生じるのを防ぐため、病院内においては、無線マイクロフォンを使用してはならない。無線マイクロフォンのメーカーは、製品説明書中に、この項目の規定を明記しなければならない。

1. 使用周波数および送信出力：
 - 1) 使用周波数：87-108MHz
送信周波数の制限値：3mW (e.r.p)
 - 2) 使用周波数：75.4-76.0MHz、84-87MHz
送信周波数の制限値：10mW (e.r.p)
 - 3) 使用周波数：189.9-223.0MHz
送信周波数の制限値：10mW (e.r.p)
 - 4) 使用周波数：470-510MHz、630-787MHz
送信周波数の制限値：50mW (e.r.p)
2. 占有帯域幅：200kHz を上回らない
3. 周波数の許容偏差： 100×10^{-6}

(四) 生物医学用の遠隔測定機器

人間または動物の生理現象についての測定信号の伝送に用いる無線送信機器であり、その使用は病院または医学研究機関内に限られる。電波天文業務に対して妨害を生じてはならない。

1. 使用周波数：174-216MHz、407-425MHz、608-630MHz
2. 送信出力の制限値：10mW (e.r.p)
3. 周波数の許容偏差： 100×10^{-6}

(五) アナログ式コードレス電話機

1. 使用周波数：

チャンネル番号	親機の送信周波数 (MHz)	子機の送信周波数 (MHz)
1	45.000	48.000
2	45.025	48.025
3	45.050	48.050
4	45.075	48.075
5	45.100	48.100
6	45.125	48.125
7	45.150	48.150
8	45.175	48.175
9	45.200	48.200
10	45.225	48.225
11	45.250	48.250
12	45.275	48.275
13	45.300	48.300
14	45.325	48.325
15	45.350	48.350
16	45.375	48.375
17	45.400	48.400
18	45.425	48.425
19	45.450	48.450
20	45.475	48.475

2. 親機および子機の送信出力の制限値：20mW (e.r.p)

3. 最大周波数偏移 kHz

4. 占有帯域幅：16kHz を上回らない

5. 周波数の許容偏差：1.8kHz

6. アンテナと親機または子機との接続は、必ず永久固定式とすること。その長さは1メートルを上回ってはならない。

(六) 2.4GHz 周波数帯のデジタルコードレス電話機

1. 使用周波数：2400.0-2483.5MHz

2. 平均値による等価等方送信出力の制限値：25mW

3. 周波数の許容偏差： 20×10^{-6}

4. 2400.0-2483.5MHz の周波数帯において動作するデジタルコードレス電話には、必ず周波数ホッピング方式を採用し、かつ、少なくとも 75 チャンネルの周波数ホッピングとすること。

5. 任意のチャンネルの1分以内における平均の滞留時間は0.4秒を上回らないものとする。

(七) 起重機または運搬機械専用の無線遠隔操作機器

妨害を受け、あるいはその他の同類機器の正常な動作を妨害して、生産中の事故が発生することがないように、機器の据付前に電磁環境試験を行わなければならない。

有害な妨害を受ける場合は、ただちに使用を停止すること。妨害が取り除かれるまで、あるいは妨害の生じない周波数に調整されるまで、それを再び使用することはできない。

北京天文台の電波天文業務ならびに貴州省平塘の電波天文業務を保護するため、この2つの地区の行政管轄区内においては、下記の周波数範囲内の機器を使用してはならない。

1. 使用周波数：

230.700MHz、223.700MHz、230.975MHz、223.975MHz、

231.600MHz、224.600MHz、232.325MHz、225.325MHz、

230.100MHz、223.100MHz、232.025MHz、225.025MHz

2. 送信出力の制限値：20mW (e.r.p)
3. 占有帯域幅：16kHz を上回らない
4. 周波数の許容偏差： 4×10^{-6}

(八) 工業用無線遠隔操作機器

工業の工場建物（または建物内）における使用に限る。

1. 使用周波数：
418.950MHz、418.975MHz、419.000MHz、419.025MHz、
419.050MHz、419.075MHz、419.100MHz、419.125MHz、
419.150MHz、419.175MHz、419.200MHz、419.250MHz、
419.275MHz
2. 送信出力の制限値：20mW (e.r.p)
3. 占有帯域幅：16kHz を上回らない
4. 周波数の許容偏差： 4×10^{-6}

(九) 無線データ伝送機器

北京天文台の電波天文業務ならびに貴州省平塘の電波天文業務を保護するため、この 2 つの地区の行政管轄区内においては、下記の周波数範囲内の機器を使用してはならない。建物内における使用に限る。

1. 使用周波数：
228.050MHz、228.100MHz、228.200MHz、228.275MHz、
228.425MHz、228.575MHz、228.600MHz、228.800MHz、
223.150MHz/230.150MHz、223.250MHz/230.250MHz
223.275MHz/230.275MHz、224.050MHz/231.050MHz
223.350MHz/230.350MHz、224.250MHz/231.250MHz
2. 送信出力の制限値：10mW (e.r.p)
3. 占有帯域幅：16kHz を上回らない
4. 周波数の許容偏差： 4×10^{-6}

(十) 電子式ホイストスケールの無線伝送専用機器

1. 使用周波数および占有帯域幅：
 - 1) 使用周波数：223.300MHz、224.900MHz、230.050MHz、233.050MHz、234.050MHz
占有帯域幅：50 kHz を上回らない
 - 2) 使用周波数：450.0125MHz、450.0625MHz、450.1125MHz、450.1625MHz、450.2125MHz
占有帯域幅：20kHz を上回らない
2. 実効放射出力の制限値：50mW (e.r.p)
3. 周波数の許容偏差： 4×10^{-6}

(十一) 各種民間用機器の無線制御装置

玩具、模型等の無線制御に用いてはならない。

1. 使用周波数：314-316MHz、430-432MHz、433.00-434.79MHz
送信出力の制限値：10mW (e.r.p)
占有帯域幅：400kHz を上回らない
2. 使用周波数：779-787MHz、
送信出力の制限値：10mW (e.r.p)

(十二) 模型、玩具の無線遠隔操作機器

無線電波により遠隔操作を行う模型航空機、模型船舶、模型自動車等の人を載せない模型、

玩具に用いる。その他のタイプの無線機器に用いてはならない。

1. 使用周波数

26～27MHz の周波数帯における船舶模型/自動車模型の使用周波数：

26.975MHz、26.995MHz、27.025MHz、27.045MHz、27.075MHz、27.095MHz、27.125MHz、
27.145MHz、27.175MHz、27.195MHz、27.225MHz、27.255MHz

40MHz の周波数帯における船舶模型/自動車模型の使用周波数：

40.61MHz、40.63MHz、40.65MHz、40.67MHz、40.69MHz、40.71MHz、40.73MHz、40.75MHz

40MHz の周波数帯における航空機模型の使用周波数：

40.77MHz、40.79MHz、40.81MHz、40.83MHz、40.85MHz

72MHz の周波数帯における航空機模型の使用周波数：

72.13MHz、72.15MHz、72.17MHz、72.19MHz、72.21MHz、72.79MHz、72.81MHz、72.83MHz、
72.85MHz、72.87MHz

2. 送信出力の制限値：750mW (e.r.p)

3. 占有帯域幅：26～27MHz の周波数帯については、8kHz を上回らないものとする。

40MHz の周波数帯および 72MHz の周波数帯については、20kHz を上回らないものとする。

4. 周波数の許容偏差：26～27MHz の周波数帯については、 100×10^{-6} を上回らないものとする。

40MHz の周波数帯および 72MHz の周波数帯については、 30×10^{-6} を上回らないものとする。

5. 模型のリモートコントローラーは必ず単方向のコントローラーとすること。模型上に無線送信機器を設けることは禁止とする。

6. 航空無線局（ステーション）の電磁環境に関する要件を保証するため、空港の滑走路の中心点を円の中心とする半径 5000 メートルの区域内において、各種模型のリモートコントローラーを使用することは禁止とする。

7. 模型のリモートコントローラーは、音声通信の信号を送信してはならない。

8. 国の関連部門が公布した無線管制命令の期間、区域においては、要求に基づいて模型のリモートコントローラーの使用を停止するものとする。

(十三) 一般用トランシーバー

一般用トランシーバーの使用に当たっては、必ずその他の関連する無線管理規定を遵守すること。

1. 使用周波数は次のとおり（単位：MHz）

409.7500；409.7625；409.7750；409.7875；409.8000；409.8125；409.8250；409.8375；409.8500；
409.8625；409.8750；409.8875；409.9000；409.9125；409.9250；409.9375；409.9500；409.9625；
409.9750；409.9875

2. 変調方式：F3E

3. 送信出力の制限値：500 mW (e.r.p)

4. mW (e.r.p) 周波数の許容偏差： 5×10^{-6}

5. チャンネル間隔：12.5kHz

(十四) 車両測距レーダー

1. 使用周波数：76-77GHz

2. 尖頭値による等価等方放射出力の制限値：55dBm

二、一般要求

1. 発射されるスプリアス放射の測定における周波数範囲：

動作周波数の範囲	スプリアス放射測定の周波数範囲	
	下限	上限
9kHz～100MHz	9kHz	1GHz
100MHz～600 MHz	30MHz	10 次高調波
600MHz～2.5GHz	30MHz	12.75GHz
2.5～13GHz	30MHz	26GHz
13GHz 以上	30MHz	2 次高調波

2. 発射されるスプリアス放射の制限値（スプリアス放射とアウトオブバンドとの分界点はキャリア周波数±2.5 倍のチャンネル帯域幅とする）

2.1 送信機の最大出力による送信状態

周波数範囲	試験帯域幅	制限値	検波方式
9kHz～150kHz	200Hz (6dB)	27dB μ A/m (距離 10 メートル) (オクターブごとに 3dB 減衰)	準尖頭値
150kHz～10MHz	9kHz (6dB)		準尖頭値
10MHz～30MHz	9kHz (6dB)	-3.5dB μ A/m (距離 10 メートル)	準尖頭値
30MHz～1GHz	100kHz (3dB)	-36dBm	実効値
1GHz～40GHz	1MHz (3dB)	-30dBm	実効値
>40GHz	1MHz (3dB)	-20dBm	実効値

2.2 送信機のスタンバイまたはアイドル状態

周波数範囲	試験帯域幅	制限値	検波方式
9kHz～150kHz	200Hz (6dB)	6dB μ A/m (距離 10 メートル) (オクターブごとに 3dB 減衰)	準尖頭値
150kHz～10MHz	9kHz (6dB)		
10MHz～30MHz	9kHz (6dB)	-24.5dB μ A/m (距離 10 メートル)	準尖頭値
30MHz～1GHz	100kHz (3dB)	-47dBm	実効値
>1GHz	1MHz (3dB)		

注：磁界についての試験場所にはオープンサイトを使用し、放射出力についての試験場所には電波暗室を使用する。

動作周波数が 30MHz 以下の機器は、送信状態についてシングルキャリア送信を設定することができる。具体的な技術指標と一般要求が一致しない場合は、対応する具体的な技術指標の数値を採用するものとする。

- 48.5MHz-72.5MHz、76MHz-108MHz、167MHz-223MHz、470MHz-566MHz、606MHz-798MHz の周波数範囲におけるスプリアス放射は、-54dBm を上回らないものとする。
- 電源ポート、信号ポートおよび電気通信ポートの伝導性妨害波については GB9254-1998 基準に従うものとする。
- 30MHz 以上の周波数帯については、規定される使用周波数範囲の上限・下限における放射出力が-80dBm/Hz (e.i.r.p) を上回らないものとする。30MHz 以下の周波数帯については、いずれの動作チャンネルの占有帯域幅（エネルギーの 99%）の対応する上限・下限においても規定される使用周波数の範囲を超えてはならない。
- 微弱（短距離）無線機器のメーカーは、当該機器の正常な使用時における最大限の環境条件について言明するものとする。当該条件における送信出力および周波数の許容偏差に関する指標は、本規定の要件を満たすものとする。